

きょういくぶんや ふりえきとりあつか とう
「教育分野」における不利益取扱い等

だい かいかいぎ おも いけん
(第5回会議での主な意見)

○ 不利益取扱いに関する意見

- 検討部会において、本人・保護者に十分に説明し、本人・保護者に強い希望があれば普通学校に入れることを最大限しているとの説明に、「十分な説明」というより「十分な説得」ではないかと意見があった。
- 入学判定に関する判断について、保護者からすれば様々な不安や不満を持っているということが、現場の声として報告があった。
- 障害者権利条約ではインクルージョンの保障が書いてあるが、聾学校や盲学校の必要性などが抜けている。普通の学校では口話だけになり、しっかり学習できているのかという問題が残る。
- 聴覚障害者が大学を卒業し社会に出て、3年、5年で孤立するという問題が出ている。聾学校できちっと教育を受ける必要。聾学校では、手話で言語を習得し、人として生きる力を身につけられる。
- 小学校6年生の女の子がLDであったが、小児膠原病を発病。中学進学にあたり、難病とLDを併せ持っている場合の相談やアドバイスできる人がいないという話を聞いた。支援学校に行くと、難病が治ったときに高校に行くことが心配と聞いている。
- 「正当な理由に基づく場合と考えられるもの」として、「保護者が意見聴取や説明を聞くことを拒否した場合」と書かれているが、どれだけ保護者に対してアプローチして、その思いを聞いたのかという問題は、誰がどうみていくのか、可能な限りの努力はどのようなものか、真剣に考える必要。
- インクルーシブ教育に向けて、その中身の共通認識を持ち、現場を変えていく努力をしなければならない。現状がこうだから難しい、ではなく、一歩でも二歩でも近付いていく努力が必要。
- 「正当な理由に基づく場合と考えられるもの」に「保護者からの願い出に基づき、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由により就学困難と認められるため、就学義務が猶予又は免除された場合」とある。
- 私自身50年以上も前に就学免除されたが、いったい誰が就学義務を免除するのか、今でも明確な答えが得られていない。
- 障害者権利条約では「障害者が他の者と平等に自己の生活する地域社会において教育の機会が与えられること」と定められており、障害のある方もない方も同じ場で学ぶことが前提。国でも、同じような考えの意見になっている。今の就学先を学校に入る前に決めるシステムがそもそも問題ではないか。特別支援教育の先生方の意識が、特別支援教育の方がよいという意識があれば、問題を生むのではないかと。

○ 合理的配慮に関する意見

- 府の就学指導はきめ細やかに保護者の意見を尊重いただけていると思う。地域の小・中学校の教職員の何気ない言葉や、子どもが動くから少し羽交い締めにしたりすることもあるので、教職員の障害理解が非常に必要だと感じる。
- 支援学校へ自分で通える子どもも3年間バス通学になるが、就労に向けて自主通学で力をつけるということもある。
- 先生の采配で障害者である親に関する作文を読まなかったことを、長年悩んでいる子どもの相談を受けている。障害者ではない先生にとって難しいことだと思うが、先生方の細やかな配慮が必要。

- LD、ADHDの子どもは学習や遊び方に強いこだわりがあり、視覚優位という特性の中で先の予定が視覚的に提示されると、学校生活が過ごしやすくなる。
- 人員や予算の問題も考えながら、同じクラスの中で、それぞれの子ども一人一人に応じた学習の仕方や支援を進めていく必要。
- 高校の支援委員が役割を果たしていないので抗議すると、重度障害者でも自立しなければならないので、できるだけ助けられないと言われた。校長と教育委員会と話をした結果、認識の甘さ、支援委員に対する現場監督が不行届だったことを認めて、今はだいぶん改善された。
- 支援委員がいるから安心なのではなく、現場のモニタリングをして、支援が機能的に働いているかどうか、みんなの目で確かめなければならない。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- 学校教育の中で、障害者施設に児童・生徒に来てもらい、障害理解を深める取組を行ってはどうか。障害者施設は障害のある人たちの生活、仕事、日常があり、教育機関と連携を強め、次代を担う子どもたちに障害を理解する機会の提供が可能。
- 福祉の人材確保も大きな課題であり、福祉の担い手を育てる種まきにもつながる。
- 一般校の保護者は障害のある子どもの教育現場、進路先を知らないもので、支援学校に来てもらい、理解を深めていただくことを意識的に取り組んでいる。障害児者を含めて、障害の特性を一般の方に啓発していくことは重要。
- 障害のある方に実際に出会って、ふれ合うことで、意識が変わる。子どもの頃から教育や遊びの場面で、一緒に学び、遊ぶ中で共に考える場があることで、いろんな環境を変えていこうという姿勢が芽生える。
- 学校教育の中で障害当事者が講師として話す機会、障害当事者と話し合ったり、出会える場をもっと増やしていく必要。
- 精神障害は見た目にはわからないため、自分が抱えているケアの問題、医療上の問題、人権上の問題、様々な問題を主張しなければ理解されない。
- 大学で自分の問題を講演する機会があるが、学生のレポートをみると、精神障害に対する理解が相当進む。教育の場において障害当事者が出て行き、自分の抱えている問題、差別の問題、合理的配慮の欠ける問題、不利益取扱の問題等、自分が体験したことを言う場を広げていくことが必要。

(制度の改善等に関する意見)

- 支援学校の専門教育と、普通学校で地域の中で友達と一緒に学ぶ場が保障される「二重学籍」が必要ではないか。
- 乳幼児が聞こえないとわかった場合、親に人工内耳をつけると全て解決という思い込みがある。人工内耳をつければ全ての問題が解決できるのではない。医療、教育、聴覚障害者も入れて相談できる機関の設置が必要である。
- 支援学校に小学校から入っていても、中学になると一般校名で就学通知書が来る。本来校ということで問題ないのだが、「就学通知書」として送ってられると、気持ちとしてはおかしいという気がする。
- 学校を卒業して就労したが、トラブルがあり辞めてしまったときのフォローについて、学校にもう少し協力的にしていただけるとありがたい。
- 精神疾患は思春期に発病することが多いが、発病に気づかず、気が付いたら入院していたとよく聞く。

しょう ちゅうがっこう ほけんたいいっく けんしん と い つういん そうだん はや
小・中学校の保健体育や、検診に取り入れていくことで、通院や相談に早くつながるのではないかと。

（罰則に関する意見）

- ・ 条例について、罰則規定を設けなかったら精神訓話的な話で終わってしまうと思うので、何らかの形で罰則規定を盛り込んだ条例にしてほしい。

○ 条例検討の進め方等に関する意見

- ・ 過去に行政が犯した過ちや社会が障害者に対して起こした差別をまずは認めて、考えないといけない。就学免除などにより、障害者が生き方を自ら選べず、人間として当たり前生きていく権利を奪われてきた。そのことをまず認識し、反省しなければいけない。
- ・ 教育だけでなく、障害福祉でも、今までの過ちを考えて、文章化して次の世代に繋げていくということをしないと差別がなくなっていくかない。